

地元就職に関する覚書

西南女学院大学短期大学部（以下「甲」という。）は、北九州市保育士会（以下「乙」という。）と学生の就職活動に関して、教育内容・教育方針・就労環境等に関して積極的に情報を公開し、学生の就職支援に協力するために覚書を締結する。

1. 目的

本覚書は、甲の学生が就職活動の一環として、乙が実施する説明会及び乙の会員である保育施設を訪問するにあたり、甲の学生のキャリア支援の一助とすることを目的とする。

2. 覚書の期間

(1) 甲と乙との覚書の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、期間終了の1か月前までに甲・乙双方に異論がない場合はその期間を1年間延長するものとする。

(2) 前項の期間における就職支援の対象者は、甲に在学中の学生とする。

3. 実習等の条件

(1) 甲は、学生に対し自己の安全及び本覚書の目的に留意させるものとする。

(2) 対象者が就職支援を受けるにあたって、乙及び乙の会員保育施設の指示に違反する行為があった場合は、直ちに就職支援を中止する。

(3) 保育施設における実習中に事故が発生した場合、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲及び甲の学生の損害に対し乙は免責されるものとする。

(4) 保育施設の実習への往復途中における事故・災害については乙の責に帰さないものとする。

4. 遵守事項

甲は、派遣した学生に対して次の事項を遵守させるものとする。

(1) 保育施設への訪問及び自主実習の期間中は乙の指示に従うこと。

(2) 実習中等において知りえた保護者等の個人情報などの機密事項は、自習中及び実習後においても守秘義務を遵守し、他に漏らさないこと。

(3) 乙及び会員保育施設の名誉を毀損する行為は行わないこと。

(4) 乙及び会員保育施設の事業を妨害する行為を行わないこと。

5. 損害賠償

甲または甲の学生が、故意または重大な過失により乙または乙の会員保育施設に損害を与えた場合は、甲が誠意をもってそれを処理する。

6. 協議

この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関して生じた疑義については、その都度、甲と乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

この覚書の締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持するものとする。

令和 3 年 4 月

甲	所在地	北九州市小倉北区井堀 1 丁目 3 番 5 号
	大学名	西南女学院大学短期大学部
	代表者	学長 浅野 嘉延
乙	所在地	北九州市八幡東区中央 2 丁目 1 番 1 号
	法人名	北九州市保育士会
	代表者	会長 北野 久美



地元就職に関する覚書

西南女学院大学短期大学部（以下「甲」という。）は、公益社団法人 北九州市私立保育連盟（以下「乙」という。）と学生の就職活動に関して、教育内容・教育方針・就労環境等に関して積極的に情報を公開し、学生の就職支援に協力するために覚書を締結する。

1. 目的

本覚書は、甲の学生が就職活動の一環として、乙が実施する説明会及び乙の会員である保育施設を訪問するにあたり、甲の学生のキャリア支援の一助とすることを目的とする。

2. 覚書の期間

（１）甲と乙との覚書の期間は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までとし、期間終了の１か月前までに甲・乙双方に異論がない場合はその期間を１年間延長するものとする。

（２）前項の期間における就職支援の対象者は、甲に在学中の学生とする。

3. 実習等の条件

（１）甲は、学生に対し自己の安全及び本覚書の目的に留意させるものとする。

（２）対象者が就職支援を受けるにあたって、乙及び乙の会員保育施設の指示に違反する行為があった場合は、直ちに就職支援を中止する。

（３）保育施設における実習中に事故が発生した場合、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲及び甲の学生の損害に対し乙は免責されるものとする。

（４）保育施設の実習への往復途中における事故・災害については乙の責に帰さないものとする。

4. 遵守事項

甲は、派遣した学生に対して次の事項を遵守させるものとする。

（１）保育施設への訪問及び自主実習の間中は乙の指示に従うこと。

（２）実習中等において知りえた保護者等の個人情報などの機密事項は、自習中及び実習後においても守秘義務を遵守し、他に漏らさないこと。

（３）乙及び会員保育施設の名誉を毀損する行為は行わないこと。

（４）乙及び会員保育施設の事業を妨害する行為を行わないこと。

5. 損害賠償

甲または甲の学生が、故意または重大な過失により乙または乙の会員保育施設に損害を与えた場合は、甲が誠意をもってそれを処理する。

6. 協議

この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関して生じた疑義については、その都度、甲と乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

この覚書の締結の証として本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を所持するものとする。

令和 ３ 年 ４ 月

甲 所在地 北九州市小倉北区井堀 1 丁目 3 番 5 号
大学名 西南女学院大学短期大学部
代表者 学長 浅野 嘉延



乙 所在地 北九州市八幡東区中央 2 丁目 1 番 1 号
法人名 公益社団法人 北九州市私立保育連盟
代表者 会長 岡村 信久



地元就職に関する覚書

西南女学院大学短期大学部（以下「甲」という。）は、一般社団法人 北九州市保育所連盟（以下「乙」という。）と学生の就職活動に関して、教育内容・教育方針・就労環境等に関して積極的に情報を公開し、学生の就職支援に協力するために覚書を締結する。

1. 目的

本覚書は、甲の学生が就職活動の一環として、乙が実施する説明会及び乙の会員である保育施設を訪問するにあたり、甲の学生のキャリア支援の一助とすることを目的とする。

2. 覚書の期間

(1) 甲と乙との覚書の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、期間終了の1か月前までに甲・乙双方に異論がない場合はその期間を1年間延長するものとする。

(2) 前項の期間における就職支援の対象者は、甲に在学中の学生とする。

3. 実習等の条件

(1) 甲は、学生に対し自己の安全及び本覚書の目的に留意させるものとする。

(2) 対象者が就職支援を受けるにあたって、乙及び乙の会員保育施設の指示に違反する行為があった場合は、直ちに就職支援を中止する。

(3) 保育施設における実習中に事故が発生した場合、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲及び甲の学生の損害に対し乙は免責されるものとする。

(4) 保育施設の実習への往復途中における事故・災害については乙の責に帰さないものとする。

4. 遵守事項

甲は、派遣した学生に対して次の事項を遵守させるものとする。

(1) 保育施設への訪問及び自主実習の期間中は乙の指示に従うこと。

(2) 実習中等において知りえた保護者等の個人情報などの機密事項は、自習中及び実習後においても守秘義務を遵守し、他に漏らさないこと。

(3) 乙及び会員保育施設の名誉を毀損する行為は行わないこと。

(4) 乙及び会員保育施設の事業を妨害する行為を行わないこと。

5. 損害賠償

甲または甲の学生が、故意または重大な過失により乙または乙の会員保育施設に損害を与えた場合は、甲が誠意をもってそれを処理する。

6. 協議

この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関して生じた疑義については、その都度、甲と乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

この覚書の締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持するものとする。

令和 3 年 4 月

甲	所在地	北九州市小倉北区井堀 1 丁目 3 番 5 号
	大学名	西南女学院大学短期大学部
	代表者	学長 浅野 嘉延



乙	所在地	北九州市八幡東区中央 2 丁目 1 番 1 号
	法人名	一般社団法人 北九州市保育所連盟
	代表者	会長 酒井 光義



地元就職に関する覚書

西南女学院大学短期大学部（以下「甲」という。）は北九州市私立幼稚園連盟（以下「乙」という。）と学生の就職活動に関して、教育内容・教育方針・就労環境等に関して積極的に情報を公開し、学生支援に協力するために覚書を締結する。

1 目的

本覚書は、甲の学生が就職活動の一環として乙の実施する説明会・園訪問するにあたり、甲の学生のキャリア支援の一助とすることを目的とする。

2 協定期間

本協定の有効期間は、短期大学在学中の2年間（入学から卒業まで）

3 実習条件等

- (1) 乙の指示に違反する行為があった場合は、直ちに実習を中止する。
- (2) 甲は学生に対し、自己の安全に留意させるものとする。
- (3) 実習中に事故が発生した場合、乙の故意・過失に基づくものでない限り乙は免責されるものとする。
- (4) 通勤途中の事故、災害については乙の責に帰さない。

4 遵守事項

甲は派遣した学生に対し、次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 園訪問・自主実習の期間中は乙の指示に従うこと。
- (2) 乙の機密を遵守し、他に漏洩しないこと。
- (3) 乙の名誉を毀損するような行為は行わないこと。
- (4) 乙の営む事業を妨害するような行為は行わないこと。

5 損害賠償

故意または過失により乙に損害を与えた場合には、甲が誠意を持ってこれを処理する。

7 協議

この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関して生じた疑義については、その都度、甲と乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

この覚書の締結を証して本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を所持する。

令和 3 年 8 月

所在地 北九州市小倉北区井堀1丁目3番5号
甲 大学名 西南女学院大学短期大学部

代表者名 学長 浅野 嘉延



所在地 北九州市八幡東区中央2丁目1番1号
乙 企業名 一般社団法人 北九州市私立幼稚園連盟

代表者名 会長 村上 順 滋

